

戦傷病者、戦没者

援護法などが改正

一、遺族年金

現行三六六、六〇〇円の遺族年金が昭和五十一年一月から五〇六〇〇〇円に増額されます。

二、特別弔慰金

終戦三十周年にあたり、戦没者の遺族に対し、国としては改めて弔慰の意を表わすため、特別弔慰金として二十万円（十年償還無利子国債）を支給します。

（一）、支給対象者

日華事変（昭和十二年七月七日）

以後に公務上または勤務に関連して傷病にかかり、これにより死亡した軍人、軍属、準軍属の遺族で昭和五十年四月一日現在、その戦没者について公務扶助料、遺族年金などの受給権者がいない者。

（二）、遺族の範囲及び順位

①遺族援護法による弔慰金を支給した者。

②弔慰金受給者が、昭和五十年四月一日において死亡している場合は戦没者の子。



フリー
あんぐる

ベコちゃんクラブの 交通安全教室

僕、左側歩いちゃいけないよ。右側歩かな
くちや、車にぶつかっちゃうよ。サザエさん
もそうっているよ（写真は日吉保育園で）

税を知る

年末調整説明会

11月11日～17日
11月27、28日

銚子税務署は、日常生活に関する税について知りたいことや税金の苦情など何んでも相談します。お気軽においで下さい。

- とき 11月27日 13時30分
- ところ 八日市場公民館
- とき 11月28日 13時30分
- ところ 旭市農業協同組合

戦没者と生前同一生計にあった父母、孫、祖父母、兄弟姉妹。戦没者と生前同一生計になかった父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順でそのうちの先順位者。

（三）、特別弔慰金国債

昭和五十一年六月十五日から十年に分けて償還されます。一回の償還額は二万円です。

（四）、請求期限

昭和五十三年三月三十一日を過ぎると時効で失権しますので請求もれないよう注意して下さい。

三、戦没者などの妻に対する特別給付金

遺族援護法により、遺族給与金を支給することになった防空業務従事者（警防団員など）の妻に二十万円（十年償還無利子国債）が支給されます。

支給要件は、昭和五十年八月一日において生存していること。

四、戦没者の父母などに対する特別給付金

①遺族援護法の改正により、遺族

火葬場使用料 （一体につき）

管 外	管 内	年 齢	料 金
		十三才未満	一、〇〇〇円
		十三才以上	三、〇〇〇円
		十三才未満	三、〇〇〇円
		十三才以上	五、〇〇〇円

火葬場使用料が改正

八日市場市外三町環境衛生組合

八日市場市外三町（光町、野栄町、多古町）環境衛生組合火葬場
使用料の一部が改正され、九月一日から次のとおりとなりました。

給与金を支給することになった防空業務従事者の父母または、祖父母に十万円（五年償還無利子）が支給されます。

支給要件は死亡者、死亡当時などに子も孫もなく、または他に氏を同じくする子も孫もなく、かつ昭和四十九年七月三十一日までに氏を同じくする子も孫もないこと

②昭和四十五年十月一日に特別給付金（十万円）を受ける権利を取得した戦没者の父母または祖父母

一、障害年金
現行一、五八八、〇〇〇円の第一項障害年金が昭和五十一年一月から二、一九三、〇〇〇円に増額されます。

二、戦傷病者などの妻に対する特別給付金
遺族援護法により、障害年金または障害一時金などを受給した者の妻に特別給付金が支給されます。

にあらためて三十万円（五年償還無利子国債）が支給されます。

支給要件は、前回の特別給付金を受ける権利を取得した日から、昭和五十年九月三十日までの間に氏を同じくする自然血族たる子も孫もないこと。

③これらの特別給付金を受けられる父母などは、前記の各支給要件のほか、昭和五十年八月一日において遺族年金などを失権していないことが必要です。